

## 前文

愛名保育園では子どもの発達を保障する保育、保護者が安心して働き続けるための園づくり、そして職員の働きがいの3つを軸に運営がすすめられています。わたしたち子どもを入園させている父母は、保護者会を組織し、安心して預けられる園づくりの担い手として幼保連携型認定こども園運営の向上に寄与したいと考えます。

### 総則

#### 第1章 名称及び所在地

##### 第1条

1. この会を「愛名保育園保護者会」という。
2. この会の所在地を名古屋市港区七番町五丁目3番地「愛名保育園」に置く。

#### 第2章 目的

##### 第2条

1. 前文で掲げた内容を実践していくことを目的とする
2. 前項に規定する目的のために次のことを行う

- (1) 保護者会（役員会）を開催すること
- (2) 保護者の保育要求に関すること
- (3) 各種レクを行うこと
- (4) 学習会を行うこと
- (5) 慶弔に関すること

構成員に別表に定める事項があったときは、金品を贈るものとする。贈与を受けた者は、その返礼を一切しないものとする。

慶弔費は、別表のとおりとする。

### 細則

#### 第3章 構成

第3条 この団体の構成員は愛名保育園に在籍する全家庭で構成する。

#### 第4章 役員及び会費

##### 第4条

1. 以下の役員をもって保護者会を構成する。保護者会役員の決定は、愛名保育園園長が指名し、これを承諾したものとする。また、役員の人選は保護者会に経験がない方を優先とする。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 役員 1～2名
  - (5) 代表役員 1名（愛名保育園園長）「通帳管理者」

2. 保護者は、第2条に掲げる目的を達成するために、保護者会役員会等に提案し、保護者会活動を進める

#### 第5条

- (1) 会長は会をまとめ、保護者会を代表する
- (2) 副会長は、会長を補佐する
- (3) 会計は、会計を管理する
- (4) 役員は保護者会をサポートする
- (5) 代表役員は、保護者会の活動が円滑に運ぶようにサポートし、通帳を管理する「通帳管理者とする」

#### 第6条

- (1) 保護者会を円滑に行うためその都度必要なときは、集まる。
- (2) 役員の任期は1年とし、総会から年度終了までとする。

第7条 一園児当り月400円を徴収し、保護者会の活動にあてる。

#### 運営内則

第9条 保護者会役員会を欠席する役員は、前日までに連絡する。

第10条 保護者会役員会の成立は議決権役員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席構成員の過半数の同意を必要とする

#### 附 則

##### 第5章 設立年月日

第11条 設立年月日は平成28年4月1日

##### 第6章 改廃

第12条 本規約の改廃は、保護者会役員会において出席役員の3分の2以上の同意を必要とする

##### 第7章 発効

第13条 本規約は平成28年4月1日より実施する

一部改訂令和2年4月1日

## 愛名保育園保護者会 慶弔規程

### 1. 目的

この規程は、「助け合いの精神」と「信頼関係の構築」で、父母相互の親睦を深めることを目的とする。

### 2. 適用

この規程は、愛名保育園保護者会に在籍する父母会員（以下「会員」）に適用する。なお、会員以外の愛名保育園職員についても、これに準ずる。愛名保育園職員とは、正規職員を言う。この適用に疑義を生じた場合は、保護者会役員で協議し、保護者会長がこれを決定する。

### 3. 申告方法

この規程に関する事由が発生し適用を受ける場合、会員は事由が発生した都度、所定の用紙に必要事項を記入し、保護者会役員、もしくはクラス責任者に提出をする。なお、この規程に準ずる事由が発生した場合でも、同様の申告ができる。

### 4. 支給

申告に対しての支給審議は、保護者役員の協議により、保護者会会長がこれを決定する。

### 5. 会計

この規程の会計報告は、年度末もしくは次年度の父母総会会計決算報告にて会計が報告を行う。

### 6. 返礼

贈与に対する返礼は、一切行わないこととする。

### 7. 支給規程

#### (1) 会員又は職員の結婚・表彰等の慶事

記念品料 5,000 円程度。別途、愛名保育園保護者会として祝電を送ることができる。

\*ただし、出産に関しては対象としない。

\*親族は対象としない。

定年退職される職員に対して、記念品の贈呈をする。

金額はその勤続年数に応じて 3 年以上 5 年未満 3,000 円

5 年以上 10 年未満 5,000 円

10 年以上 1,0000 円

#### (2) 会員又は家族の死亡

香典 20,000 円

淋見舞 3,000 円程度

生花一对 時価

\*家族とは同居の一親等の親族とする。

\*消費税は別途加算する。

(3) 会員又は家族の病気・負傷

見舞金 5,000 円

\*ただし、入院 7 日以上、自宅療養 1 ヶ月以上の時に限る。

\*家族とは同居の一親等の親族とする。

(4) その他 会員の火災や不慮の被害などに対しては、保護者会役員の協議により、見舞金などを贈ることができる。

(5) 愛名保育園父母、職員に対する弔意 職員の訃報に対しては、他の保育園保護者会として弔電を送る。

## 8. 規程の改廃

この規程の改廃は、保護者会役員会で行うこととする。

## 9. 施行

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

以上